

第2期接種の接種機会を逸した者についての考え方

論点1 政令の接種年齢を超えた者についてどのように対応するか。

平成23年度に10～15歳の者(平成17年度から平成22年度に9歳となった者)には、第2期接種の積極的勧奨が行われていないほか、平成23年度に5～9歳の者(平成17年度から平成21年度に3歳となった者)は、第1期接種が遅れていることから第2期接種の機会を逸している。

これらの者への第2期接種の提供については、前回の小委員会において、既に12歳を超えたかどうかを問わず、その機会を提供すべきとの意見が大勢であったことを踏まえ、定期接種の機会を提供することとしてはどうか。

→13歳以上の者についても、定期接種としての接種機会を確保するべきではないか。

論点2 政令の接種対象年齢を延長する場合、何歳まで延長すればよいか。

平成23年度からは、第1期接種の機会を逸した者への積極的勧奨を行うこととしている。平成23年度は9歳、10歳の者を対象とすることとしており、このほかに4学年(平成23年度に5～8歳)が今後の対象として残されている。

今後仮に2学年ずつ積極的勧奨を行っていくとすると、平成25年度に第1期の初回接種、平成26年度に第1期の追加接種の積極的勧奨が完了することとなる。

その後、第2期の接種機会を逸した者への積極的勧奨を仮に行うとした場合の年齢については、以下のように想定される。

第2期の接種機会を逸した者への積極的勧奨は、第1期接種の積極的勧奨が完了する又はメドが立つ平成25～26年度頃に行うことが想定されるが、第2期接種の接種機会を逸した者は、平成25年度に18歳(高校3年生相当)、平成26年度に19歳となる者が最も年齢が高い。これ以降の学年については、順次年齢を下げながら積極的勧奨を行えると考えられる。

→政令の接種対象年齢を20歳未満まで延長すれば十分ではないか。

論点3 第2期接種の積極的勧奨を実施するか。

上記の考察から、第2期接種の積極的勧奨が実施できるのは、平成25～26年度頃であり、接種年齢は最も高い場合18～19歳となる。

この時期までに、ワクチンの確保状況、免疫の保有状況、日本脳炎の発生状況等を総合的に勘案した上で実施の是非及び時期を判断するべきではないか。

→今後の検討課題としてはどうか。

●日本脳炎予防接種の標準的な接種年齢

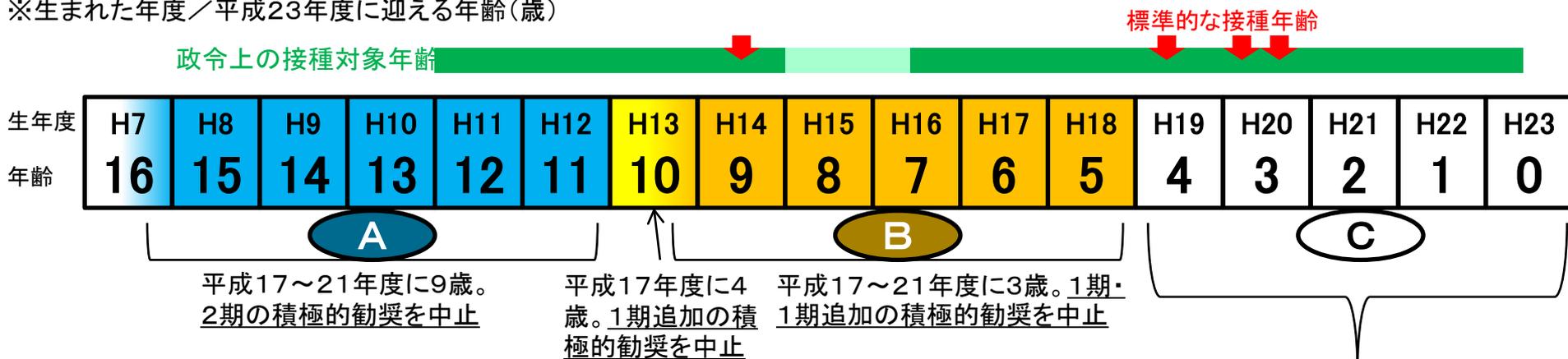
- 1期(2回) ……3歳 1期追加(1回)……4歳
- 2期(1回) ……9歳

●日本脳炎予防接種の対象年齢

- ・6か月以上7歳6か月未満
- ・9歳以上13歳未満

- ・マウス脳由来ワクチンによる重症のADEM(急性散在性脳脊髄炎)の発生を踏まえ、平成17年5月30日から、「積極的勧奨」を差し控え、特に希望する者のみに接種することとしていた。
- ・平成21年2月に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認されたことから、その供給状況を踏まえつつ、徐々に接種対象者への積極的勧奨を再開している。

※生まれた年度／平成23年度に迎える年齢(歳)



平成22年度までの対応

決定している対応

今後の対応(案)

更なる課題

接種の機会を逃した者が希望した場合には、通常のスケジュール外でも定期接種として実施する<H22.8->
(ただし7歳半～9歳未満は対象外)

通常接種スケジュールで実施(平成22年度から3歳児の積極的勧奨を再開)

・平成23年度に9歳(1期)、10歳(1期・1期追加)接種の積極的勧奨を実施
・その後ワクチン供給量を踏まえて順次積極的勧奨を実施
※7歳半～9歳未満にあたる場合を含む

・平成23年度から、4歳児の1期追加の積極的勧奨を再開
・平成28年度から、9歳児の2期接種の勧奨を再開

・13歳以上20歳未満の間に希望した場合には、2期接種を実施できる

・2期接種の積極的勧奨の実施の是非及び実施の時期